

木造住宅の耐震診断を補助します

(十日町市木造住宅耐震診断支援事業)

十日町市では、地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するために、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）により建設された木造住宅の耐震診断を希望される方を対象に、診断料の一部を補助します。

この制度は、(財)日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」における一般診断法により実施するものであり、耐震診断は「十日町市木造住宅耐震診断士登録制度」により登録された診断士が行います。

●耐震診断における一般診断法とは

一般診断法とは、耐震補強の必要性の判定を目的としたものであり、原則として大地震動での倒壊の可能性について判断をします。耐震補強工事を考えている方は、判断基準としても活用して頂くことができます。また、壁材等をはがしたりすることはせず、主に内外観（建物の形状、壁量、壁の材質、建物の劣化状況等）により診断を行います。

●補助金額

補助の対象範囲の延床面積に応じて定めた耐震診断料から 1 万円を差し引いた額

耐震診断の対象となる延床面積	耐震診断料 ※	自己負担額	補助金額
70 m ² 以下	70,000 円	10,000 円	60,000 円
70 m ² を超え 175 m ² 以下	80,000 円		70,000 円
175 m ² を超える	100,000 円		90,000 円

※ 耐震診断料については、(社)新潟県建築士会中魚沼支部との協定金額となります

●申込み受付期間

令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~ 10 月 30 日 (金)

※ 令和 8 年 12 月 11 日 (金) までに実績報告書兼請求書を提出してください。

●補助を受けることができる人

- ① 次のいずれにも該当する住宅(併用住宅含む)に現在居住している人、又は所有する人
 - ・十日町市内に所在する個人（法人は対象外）が所有する住宅
 - ・一戸建ての住宅
 - ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - ・住宅の主要な部分（壁、柱、床、屋根）が 木造 である住宅
 - ・現在居住している住宅又は、耐震診断完了後に自らが居住しようとする住宅
- ② 十日町市税を完納している人
 - ※ 木造高床式（1階が鉄骨または鉄筋コンクリート等の高床基礎で2階以上が木造の住宅）も補助の対象住宅となりますが、木造以外の部分は耐震診断の対象外となります。

●耐震診断士

「十日町市木造住宅耐震診断士登録制度」により登録された診断士

●耐震診断の申込み（実施申込）

「木造住宅耐震診断実施申込書」を提出してください。

●補助金の申込み（交付申請）

「耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて提出してください。

- ① 対象住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し
 - ア 住宅の建築時の建築確認済証又は検査済証
 - イ 住宅の登記事項証明書
 - ウ 住宅の固定資産税の課税明細書又は納税通知兼課税明細書
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、住宅の所有者及び建築した年を証明する書類
- ② 耐震診断事業の見積書の写し
 - ※ 診断士が住宅の面積等を確認し見積書を作成します。
- ③ 市税納税証明請求書
 - ※ 指定様式「納税証明請求書(様式第50号の2)」を市役所税務課に提出すると、証明手続きが行われます。その書類を添付してください。

●耐震診断の中止または変更をしたい場合

「中止届（様式第3号）」または「交付変更申請書（様式第4号）」を提出してください。

●耐震診断が完了した場合

診断士が作成した「木造住宅耐震診断書」を受け取り、診断結果の説明を受けてください。

「実績報告書兼請求書（様式第6号）」に次の書類を添えて、令和8年12月11日（金）までに提出してください。

- ① 耐震診断結果報告書（診断士が耐震診断結果を取りまとめた書類）の写し
- ② 領収書の写し
- ③ 通帳のコピー（表紙の裏面）

【問合せ・申し込み先】 十日町市 都市計画課 建築住宅係
☎ 025-757-9935（直通）